牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針

平成27年4月1日 農林水産大臣公表

(一部変更:令和6年4月1日)

牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針

前	文		1
第	1	基本方針	3
第	2	発生時に備えた事前の準備	6
	1	農林水産省の取組	6
	2	都道府県の取組	6
	3	市町村及び関係団体の取組	7
	4	関連事業者の取組	7
第	3	B S E 監視のための検査	8
	1	死亡牛検査並びに異常牛の発見及び検査の実施等	8
		(1) 死亡牛検査及びその結果の報告	8
		(留意事項)	9
		1 死亡牛検査について(防疫指針第3の1の(1))	9
		(1)死亡牛検査結果の取りまとめ及び動物衛生課への報告	9
		(2) 異常牛の発見及び検査の実施	. 14
	(留意事項)	. 15
		2 臨床検査等に係る調書について(防疫指針第3の1の(2))	. 15
	(留意事項)	. 15
		3 特定症状の判定及び異常牛検査による疑似患畜の判断(防疫指針)	计第
		3010 (2))	. 15
	(留意事項)	. 17
		4 BSE検査に係る解剖及び採材方法について(防疫指針第3の	1)
			. 17
	2	厚生労働省による検査	. 20
		(1)食肉衛生検査所におけるスクリーニング検査	
		(2)厚生労働省による確認検査	
第	4	病性等の判定	. 22
	1	病性の判定	. 22
	2	患畜及び疑似患畜の判定	. 22
第	5	病性等の判定時の措置	. 23
	1	関係者への連絡	. 23
	2	VIVIA I HI WINIEW OF HI CONTINUE OF CONTIN	
	3	報道機関等への公表	. 24

	4		防疫	i置に必要な人員の研	雀保 25	
第	6	2	発生	場等における防疫抗	昔置26	
	1	ģ	疑似	畜の処分		
	(1	留意	意事	į)		
		5	死	:牛の保管施設、採材	^{才施設及びこれらに附帯する施設の要件並び}	
	1	ころ	死亡	の管理等の手順につ	ついて (防疫指針第6の1)27	
	2	ļ	患畜	び疑似患畜の同居4	-の措置 28	
	3	7	死体	処理		
	4	;	汚染	品の処理		
	5	Ī	畜舎	の消毒		
	6	j	疫学	報の収集		
	(1	留	意事	į)		
		6	疫	情報等の収集につい	いて(防疫指針第6の6) 30	
	7	4	牛の	ⁱ 価		
	(1	留意	意事	į)		
		7	牛	評価額の算定方法	(防疫指針第6の7)31	
	8				巻生時の措置31	
第						
第	8	7	研究	推進		
第	_		その			
•			様式	•		
-			様式)		
			1)	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		
-	•	-	2)			
	•	-	3)		41	
	_	_	1)			
•		-	2)			
•	_	-	3)			
	_	_	4) 5)			
•	_	-	5) 6)			
(麥₹	F	\mathbf{o}			

牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針 前文

- 1 牛海綿状脳症(家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号。以下「家伝法」という。)第2条第1項の表 15 の項に掲げる伝達性海綿状脳症のうち牛に係るものをいう。以下「BSE」という。)は、BSEプリオンを病原体とする牛のプリオン病である。
- 2 BSEは、1986年に英国において初めて確認され、その後、同国での発生が急増し、ピーク時の1992年には37,280頭の牛で発生が確認された。

また、BSEは、1990 年代には欧州諸国に広がり、我が国においても、2001 年9月に初めて発生が確認され、これまでに 36 頭の牛で発生が確認されている。

3 しかしながら、近年、飼料規制等の対策の徹底により、BSEは世界的に発生頭数が減少し、我が国においては、飼料規制開始直後の 2002 年1月生まれの牛を最後にその発生は確認されていない。

このような状況の中、我が国は 2013 年 5 月に、国際獣疫事務局(以下「WOAH」という。)から「無視できるBSEリスク」の国に認定され、我が国のBSE対策の有効性が国際的にも評価されている。

- 4 BSEは飼料規制等の対策の徹底により、その発生及びまん延を防止 できると考えられている。しかしながら、仮に、再度BSEが発生し、 まん延するような事態になれば、
 - (1) 国民の牛肉に対する安全性の信頼をなくし、
- (2) 牛肉消費の低下を招き、長期にわたり、畜産業の生産性を低下させ、
- (3) 国民への畜産物の安定供給を脅かし、
- (4)地域社会・地域経済に深刻な打撃を与え、
- (5) 国際的にも信用を失うおそれがある ことから、引き続き、一定のリスク管理措置を継続する必要がある。
- 5 このため、牛の所有者(当該牛を管理する所有者以外の者があるときは、その者を含む。以下同じ。)、行政機関(農林水産省、都道府県及

び市町村をいう。以下同じ。)、関係機関、関係団体等は緊密に連携し、リスク管理措置の実効性を確保するための防疫体制を維持する必要がある。

6 なお、本指針については、BSEの発生の状況の変化や科学的知見・ 技術の進展等があった場合には、随時見直す。また、少なくとも、3年 ごとに再検討を行う。

第1 基本方針

1 BSEは、通常、牛がBSEプリオンに汚染された飼料等を摂取する ことで感染し、比較的長期間の潜伏期間を経て発症する。

このため、BSE対策では、効果的な飼料規制等の対策の継続的な実施が重要である。

したがって、牛の所有者、関連事業者(肥料及び飼料の製造・販売業者、家畜市場等の家畜を集合させる催物の開催者、と畜場や化製場等の所有者などの畜産業に関連する事業を行う者をいう。以下同じ。)等は、BSEの特徴を十分に理解し、引き続き、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)等に基づく飼料規制等を適切に実施する必要がある。

- 2 近年、飼料規制等の対策の徹底により、BSEは世界的に発生頭数が減少しているが、次の理由から、牛海綿状脳症対策特別措置法(平成 1 4 年法律第 70 号。以下「特措法」という。)及び家伝法に基づく一定レベルの監視体制を継続する必要がある。
- (1) これまでの検査の積重ねにより、BSEプリオンに汚染された飼料等を摂取することが感染の原因とされるBSEとは異なる非定型BSEと呼ばれるBSEが確認されている。非定型BSEは、世界的にも極めて事例が少ないが、孤発性の疾病であるとされており、引き続き発生動向を監視する必要がある。
- (2) 今後、何らかの要因によりBSEの感染経路が遮断されていない事態が生じた場合に備える必要がある。
- (3) 我が国のBSE対策の国際的な評価を維持するためにも、一定レベルのBSE監視のための検査を継続する必要がある。また、国産畜産物の輸出促進の観点等から「無視できるBSEリスク」の国のステータスを維持することが重要である。
- 3 牛の所有者は、牛の伝染性疾病の発生を予防し、そのまん延を防止することについて家伝法に基づき第一義的責任を有しているため、必要な知識及び技術の習得に努め、牛の飼養衛生管理等の措置を適切に実施するよう努めなければならない。そのために重要なのは、牛の健康観察及びその記録、BSEが疑われる場合の早期の届出の習慣化・確実な実行等の飼養衛生管理基準の遵守並びに適切な飼料給与及びその記録であ

る。

このため、行政機関、関係機関、関係団体等は、次の役割分担の下、全ての牛の所有者がBSE対策の重要性を理解し、かつ、実践できるよう、BSEの発生の予防及び発生時に備えた準備に万全を期す。

- (1)農林水産省は、BSEの発生リスク等に関する情報に基づく適切な 輸入検疫を実施するとともに、関係機関と連携して、飼料規制の実効 性を確認する。また、都道府県、牛の所有者、飼養衛生管理者(家伝 法第 12 条の3の2第1項の飼養衛生管理者をいう。以下同じ。)、 関係機関、関係団体等に対し、必要な情報の提供を行うとともに、全 都道府県の防疫レベルを高位平準化できるよう、指導及び助言を行 う。
- (2) 都道府県は、牛の所有者、飼養衛生管理者、市町村、関係団体等に対し必要な情報提供を行うとともに、BSEの発生時に備えた準備を行う。
- (3) 市町村及び関係団体は、都道府県の行う牛の所有者等への必要な情報の提供やBSEの発生時に備えた準備に協力するとともに、牛の所有者に必要な支援を行う。
- (4) 関連事業者は、病原体の拡散を防止するための措置を講じるとと もに、行政機関が行うBSEの発生の予防及びまん延の防止のための 措置に協力する。
- 4 BSEの発生時には、円滑かつ的確な防疫措置により、まん延防止を 図ることが重要である。

防疫措置を実施するための経費については、家伝法第 58 条から第 60 条の2までの規定に基づき、国が負担することとなっている。

また、家伝法第 60 条の3では、防疫措置が発生初期の段階から的確かつ迅速に講じられるようにするため、予備費の計上その他の必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとしている。

このことも踏まえて、行政機関、関係団体等は、次の役割分担の下、的確かつ迅速な初動対応を行う。

(1)農林水産省は、必要な防疫措置等を定めた防疫方針(第5の2の(1)の防疫方針をいう。)の決定・見直しを責任を持って行うとともに、これに則した都道府県の具体的な防疫措置を関係省庁の協力を得て支援する。また、家伝法を踏まえ、予算を迅速かつ確実に手当てす

る。

- (2) 都道府県は、(1) の防疫方針に則した具体的な防疫措置を的確か つ迅速に実施する。
- (3) 市町村、関係団体及び関連事業者は、都道府県の行う具体的な防疫 措置に協力する(都道府県が市町村、関係団体等に委託して防疫措置 を実施する場合には、当該防疫措置に関する費用は、家伝法に基づく 国の費用負担の対象となる。)。
- 5 BSEの発生時には、迅速な疫学調査により、過去の飼料給与状況、 同居牛等を把握することで感染源を確実に遮断するとともに、飼料規制 上の問題の有無について検証することが重要である。

このため、行政機関及び関係機関は、BSEの発生時における的確なまん延防止措置及び飼料規制の検証が講じられるよう、危機管理体制を維持する必要がある。

6 なお、農林水産省は、家伝法第3条の2第2項の規定に基づき、必要に応じ、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会プリオン病小委員会 (以下「小委」という。)の委員等の専門家の意見を聴きつつ、特定家 畜伝染病緊急防疫指針(以下「緊急防疫指針」という。)を作成する。

第2 発生時に備えた事前の準備

- 1 農林水産省の取組
- (1)諸外国やWOAH等の国際機関との相互の情報交換も通じ、常に海外における最新のBSEの発生状況を把握し、必要に応じて関係省庁、都道府県、関係機関、関係団体等に情報提供するとともに、農林水産省ウェブサイト等を通じて公表する。
- (2) 飼料規制の実効性を確認するため、関係機関と連携し、定期的に飼料製造業者、化製場等の事業者への立入調査等を行い、その結果を公表する。
- (3) 各都道府県のBSEの発生時に備えた準備状況を把握し、また、必要に応じて市町村、関係団体等との連携状況を把握し、全都道府県の防疫レベルの高位平準化を図るため、都道府県に対し、必要な指導及び助言を行う。

2 都道府県の取組

- (1) 牛の所有者及び死体を検案した獣医師(以下「所有者等」という。)に対して、特措法第6条第1項の規定に基づき、家伝法第13条第1項の規定による届出をする場合その他牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則(平成14年農林水産省令第58号。以下「特措法施行規則」という。)第2条各号に掲げる場合を除き、届出義務が生じていることを周知するとともに、第3の1の(1)のアの検査が確実に行われていることを確認する。
- (2) 日頃から関係部局と連携し、農林水産省及び関係機関が行う飼料製造業者、化製場等の事業者への立入調査等に協力する。
- (3) 1の(1)により農林水産省から提供を受けた海外におけるBSE の発生状況に関する情報を、必要に応じ、電話、電子メール、ファクシミリ、郵送等により、全ての牛の所有者、飼養衛生管理者、市町村、関係団体等に周知する。
- (4) 牛の農場ごとに、BSEが発生した場合の防疫対応に必要な情報(農場の所在地、飼育頭数等)を把握する。
- (5) BSEの発生時に円滑かつ的確な防疫措置を実施できるよう、発生時の役割を見据え、防疫に必要な人員を確保するとともに、衛生資材、薬品等の備蓄、死亡獣畜保管場所の確保等を行う。

また、BSEの発生時における焼却施設の利用に関して、BSEの

患畜や疑似患畜が多数確認される場合等を想定し、あらかじめ焼却施設のリストアップを行い、当該施設が所在し、又は当該施設を管轄する都道府県、市町村等と調整する。

- (6) BSEの発生時に備え、市町村、関係団体等との連絡窓口の明確 化、地域の牛の飼育状況等の情報共有等を行い、連携体制を整備す る。
- (7) 都道府県畜産主務課の防疫責任者が異動する場合には、十分な引継期間を確保するよう努める。また、防疫対応等の記録、経験及び経緯について、適切に関係者に引き継がれるよう努める。
- 3 市町村及び関係団体の取組1 及び2に規定する農林水産省及び都道府県の取組に協力する。

4 関連事業者の取組

1から3までに規定する農林水産省及び地方公共団体の取組に協力する。

- 第3 BSE監視のための検査
 - 1 死亡牛検査並びに異常牛の発見及び検査の実施等
 - (1) 死亡牛検査及びその結果の報告

アの死亡牛検査

都道府県知事は、特措法第6条第1項又は家伝法第13条の2第1項の規定に基づく届出のあった死亡牛について、当該死亡牛の所有者に対し、家伝法第5条第1項及び特措法第6条第2項の規定に基づき、家畜防疫員による検査を受けるべき旨を命令し、次のaからeまでに分類した上で、当該検査を実施する。

この場合、当該検査は、家畜伝染病予防法施行規則(昭和 26 年 農林省令第 35 号。以下「家伝法施行規則」という。)第9条第2 項及び別表第1の規定に基づく検査とする。

- a 死亡前に平成 23 年農林水産省告示第 1865 号(家畜伝染病予防 法第 13 条の2第1項及び第4項並びに家畜伝染病予防法施行規 則第9条第2項第5号の規定に基づき、同法第 13 条の2第1項 の農林水産大臣が指定する症状及び同条第4項の農林水産大臣の 指定する検体並びに同令第9条第2項第5号の農林水産大臣が指 定する症状を定める件)第1号の表中牛の項及び第3号に規定す る次の症状(以下「特定症状」という。)を呈していた又は呈し ていた可能性が高い牛
 - ① 治療の効果が期待できない進行性の次のいずれかの行動変化があること。
 - i 興奮しやすい
 - ii 音、光、接触等に対する過敏な反応
 - iii 群内序列の変化
 - iv 搾乳時の持続的な蹴り
 - v 頭を低くし、柵等に押しつける動作の繰り返し
 - vi 扉、柵等の障害物におけるためらい
 - ② 感染症の疑いがなく、かつ、原因が不明の進行性の神経症状があること。
- b 死亡前に歩行困難、起立不能等の症状(異常姿勢(犬座姿勢)、異常歩様(特に後肢運動失調)、頭を低くすること、障害物回避が困難になること、起立不能等)を呈していた又は呈していた可能性が高い牛であって、その症状が進行性であり、行動変

化又は神経症状を呈する他の一般的な理由(感染症、代謝性、外傷性、腫瘍性又は毒性の原因をいう。以下同じ。)では説明できないもの

- c 死亡前に進行性の行動変化(治療の効果が期待できない、沈 鬱、緊張、目又は耳の左右非対称かつ過剰な動き、明らかな流涎 の増加、鼻を舐める動作の増加、歯ぎしり、振戦、過剰な発声、 パニック反応、過剰な警戒等)又は進行性の非特異的な症状(乳 量減少、栄養状態の悪化、体重減少、徐脈及びその他心拍障害 等)を呈していた又は呈していた可能性が高い牛であって、その 症状が行動変化又は神経症状を呈する他の一般的な理由では説明 できないもの
- d と畜場における生体検査で奇声、旋回等の行動異常、運動失調 等の神経症状等の理由でと殺・解体禁止となり、死亡し又はとう 汰された牛
- e そのほか、家畜防疫員が検査の必要があると認めた死亡牛又は とう汰された牛

イ 死亡牛の検査結果の報告

都道府県は、家伝法第5条第1項の規定に基づき実施したBSE検査の結果について、死亡前の臨床症状の情報を含め、毎月20日までに、農林水産省消費・安全局動物衛生課(以下「動物衛生課」という。)に報告する。ただし、エライザ法で陽性が認められた場合は、その都度、動物衛生課に報告するものとする。

(留意事項)

- 1 死亡牛検査について(防疫指針第3の1の(1))
- (1) 死亡牛検査結果の取りまとめ及び動物衛生課への報告

牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針(平成27年4月1日 : 農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。)第3の1の(1)のサーベイランスの結果については、都道府県畜産主務課は農林水産省消費: ・安全局動物衛生課(以下「動物衛生課」という。)宛てに、毎月20 : 日までに前月分を別記様式1又は家畜疾病サーベイランス報告システム:により、検査状況を取りまとめ、報告する。また、防疫指針第3の1の:(1)のアのaに該当する牛については、別記様式2により、死亡前の:

臨床症状、確定診断結果等を報告する。

なお、死亡牛の届出はあったが、BSE検査を実施しなかった牛のう ち、牛海綿状脳症特別措置法施行規則(平成 14 年農林水産省令第 58 号。以下「特措法施行規則」という。)第4条第1号から第4号までの 場合に該当しない事例が確認された場合は、その都度、理由とともに動 物衛生課に報告する。

(2) 死亡牛検査及びその結果の報告について

- ア 死亡前に防疫指針第3の1の(1)のアのaの症状(以下「特定症・ 状」という。)を呈していた又は呈していた可能性が高い牛の取扱い・ 以下のいずれかに該当する牛については、防疫指針第3の1の(1)のアのaに分類する。
 - ① 死亡前に特定症状を呈していた又は呈していた可能性が高い牛(.治療をせず又は治療中にとう汰され又は死亡した牛を含む。)。具. 体的には、ヒストフィルス・ソムニ感染症、リステリア症、大脳皮:質壊死症、脳炎、脳脊髄炎、髄膜炎、又は神経症(全身に異常が見. られる中枢神経麻痺及び中枢神経系の腫瘍)を呈していると疑われ. た牛であって、かつ、治療に反応せず進行性の中枢神経症状を呈していた又はその可能性が高いもの
 - ② 死亡原因が確定できない場合であって、かつ、牛の所有者の稟告: 等から、家畜防疫員により死亡前に特定症状を呈していた可能性が: 高いと判断された牛
 - ③ 異常牛(防疫指針第3の1の(2)のアで示す異常を呈している 又は呈している可能性が高い旨の通報を受けた牛をいう。以下同 じ。)を疑う届出があり、当該牛について、家畜防疫員により特定・ 症状を呈すると判定される前に、死亡し又は家畜防疫員の確認を受 けた上でとう汰された牛

なお、農林水産大臣の指定を受けた学術研究機関において、BSE の感染実験に供された牛(陰性対象牛を含む。)については、原則として防疫指針に基づく検査対象とはしない。

イ 死亡前に歩行困難、起立不能等であった牛の取扱い · 死亡前にBSE関連症状(防疫指針第3の1の(1)のアのbの症・

状又はcの症状のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。)のう. ち歩行困難、起立不能等を呈していた又は呈していた可能性が高い牛! であって、獣医師が臨床症状から神経症状を呈する疾患(アの①以外: の疾病で、低カルシウム血症、マグネシウム欠乏症、乳熱、末梢神経. 系腫瘍又は閉鎖神経麻痺、大腿神経麻痺、坐骨神経麻痺、その他の末! 梢神経麻痺の感染症を疑わない進行性神経症状を呈する疾患をいう。: 以下本項において同じ。)であると疑ったもの(獣医師が生化学的検. 査や病理組織学的検査等により、その原因が神経症状を呈するBSE! 以外の疾患であると確定診断したものを除く。)については、防疫指: 針第3の1の(1)のアのbに分類する。

ウ 死亡前にBSE関連症状を呈していた又は呈していた可能性の高い 牛の取扱い

死亡前にBSE関連症状を呈していた又は呈していた可能性が高い. 牛 (防疫指針第3の1の(1)のアのbに分類される牛を除く。)で あって、かつ、その原因を獣医師が生化学的検査や病理組織学的検査: 等により特定できなかったものについては、防疫指針第3の1の(1)のアのcに分類する。

エ 家畜防疫員が検査の必要があると認めた死亡牛又はとう汰された牛. の取扱い

特定症状又は歩行困難、起立不能等を示さないが、BSE検査が必要であるとする合理的な理由(特定症状は示さなくても、これまでに、観察したことのないような行動や症状等の何らかの変化を感じられた」場合等)があって検査された場合は防疫指針第3の1の(1)のアの・eに分類し、その理由を動物衛生課に報告する。

・(参考:我が国における牛海綿状脳症の検査対象牛と国際獣疫事務局規準の ・比較)

-	日本の検査	検査	症状	WOAHJ-F	
•	対象牛の区分	場所		以下の検査対象区分と症状を定めている	-
	特定症状牛	農場	特定症状	(a) Cattle displaying progressive cl].
-	・死亡前に特		平成 23 年農林水産省告示第 1865	inical signs suggestive of BSE … th	-
-	定症状を呈し		号第1号の表中牛の項及び第3号	at are refractory to treatment, and	-
-	ていた又は呈		に規定する次の症状	where the presentation cannot be att	-
-	していた可能		① 治療の効果が期待できない進	ributed to other common causes of be	ŀ
-	性が高いもの		行性の次のいずれかの行動変化が	havioral or neurological signs (e.	ŀ

•		Γ.	
		あること。	g., infectious, metabolic, traumati
· 防疫指針第3		i 興奮しやすい	c, neoplastic or toxic causes)
の1の(1)		ii 音、光、接触等に対する過敏	(治療に反応しない BSE を疑う進行性の
のアの a		な反応	臨床症状を示す牛であって、その症状が
,		iii 群内序列の変化	行動変化又は神経症状を呈する他の一般
,		iv 搾乳時の持続的な蹴り	的な原因に起因しない(例:感染性、代
		v 頭を低くし、柵等に押しつけ	謝性、外傷性、腫瘍性又は毒性の原因)
		る動作の繰り返し	
		vi 扉、柵等の障害物におけるた	(b) Cattle showing behavioral or neu
		めらい	rological signs at ante-mortem inspe
		② 感染症の疑いがなく、かつ、	ction at slaughterhouses/abattoirs
		原因が不明の進行性の神経症状が	(と畜場におけると畜前の生体検査で行
		あること。	動変化又は神経症状を呈した牛)
起立不能牛	農場	BSE 関連症状	
・死亡前に BS		BSE は進行性の致死的な神経疾患	(c) Cattle that are unable to rise o
E関連症状の		であり、通常は徐々に発症し、治	r walk without assistance, with an a
うち歩行困		療には反応しない。定型 BSE では	ppropriate supporting clinical histo
難、起立不能		重症度や動物種によって幅広い臨	ry (i.e. the clinical presentation c
等を呈してい		床症状が報告されている。	annot be attributed to other common
た又は呈して		次の①から③までに掲げる治療	causes of recumbency)
いた可能性が		の効果が期待できない進行性の症	(補助無しでは起立又は歩行ができない
高い牛であっ		状のいずれかを呈していた又は呈	牛であって、適切な臨床病歴があるもの
て、その症状		していた可能性が高い牛であっ	(起立不能や歩行困難を呈する他の一般
が行動変化又		て、その症状が行動変化又は神経	的な理由では説明できないもの))
は神経症状を		症状を呈する他の一般的な理由(
呈する他の一		感染症、代謝性、外傷性、腫瘍性	(d) Cattle found dead (fallen stock)
般的な理由(又は毒性の原因をいう。以下同	with an appropriate supporting clin
感染性、代謝		じ。)では説明できないものをい	ical history (i.e., the presentation
性、外傷性、		う。	cannot be attributed to other commo
腫瘍性又は毒		① 治療の効果が期待できない、	n causes of death)
性の原因。)		沈鬱、緊張、目又は耳の左右非対	(死んでいる状態で発見された牛であっ
では説明でき		称かつ過剰な動き、明らかな流涎	て、適切な臨床病歴があるもの(他の一
ないもの		の増加、鼻を舐める動作の増加、	般的な死亡理由では説明できないも
		歯ぎしり、振戦、過剰な発声、パ	の))
防疫指針第3		ニック反応、過剰な警戒等の進行	
の1の(1)		性の行動変化	Article 11.4.18: Surveillance
のアの b		② 異常姿勢 (犬座姿勢)、異常歩	1) BSE is a progressive, fatal disea
		様(特に股関節失調)、頭を低くす	se of the nervous system of bovines
		る、障害物回避が困難になるこ	that usually has an insidious onset
		と、起立不能等の姿勢又は運動の	and that is refractory to treatment.
		異常	A range of clinical signs that vary
		③ 乳量減少、栄養状態の悪化、	in severity and between animals hav
		体重減少、徐脈及びその他心拍障	e been described for classical BSE:
		害等の非特異的な症状	a) progressive behavioral changes th
死亡牛	農場		at are refractory to treatment such
・「特定症状			as increased excitability, depressio

牛」又は「起		n, nervousness, excessive and asymme
- 立不能牛」に		trical ear and eye movement, apparen
該当しない牛		t increased salivation, increased li
であって、死		cking of the muzzle, teeth grinding,
・ 亡前に BSE 関		hypersensitivity to touch and/or so
・ 連症状を呈し		und (hyperesthesia), tremors, excess
・ていた又は呈		ive vocalization, panic-stricken res
していた可能		ponse and excessive alertness;
性が高く、そ		b) postural and locomotory changes s
・ の症状行動変		uch as abnormal posture (dog sittin
・化又は神経症		g), abnormal gait (particularly pelv
状を呈する他		ic limb ataxia), low carriage of the
の一般的な理		head, head shyness, difficulty avoi
由では説明で		ding obstacles, inability to stand a
• きないもの		nd recumbency;
		c) generalized non-specific signs su
防疫指針第3		ch as reduced milk yield, loss of bo
· の1の(1)		dy condition, weight loss, bradycard
・ のアの c		ia and other disturbances of cardiac
		rhythm.
と畜場におけ	と畜	
- る症状牛	場	BSE は進行性の致死的な神経疾患であ
-		り、通常は徐々に発症し、治療には反応
・と畜場にお		しない。定型 BSE では重症度や動物種に
・ける生体検査		よって幅広い臨床症状が報告されてい
- で奇声、旋回		る。
等の行動異		a) 治療の効果が期待できない、興奮し
常、運動失調		やすい、沈鬱、緊張、目、耳の左右非対
. 等の神経症状		称かつ過剰な動き、明らかな流涎の増
- 等の理由で、		加、鼻を舐める動作の増加、歯ぎしり、
と殺・解体禁		接触及び/又は音に対する過敏な反応、
止となり、死		振戦、過剰な発声、パニック反応や過剰
. 亡し、又はと		な警戒といった進行性の行動変化がある
- う汰された牛		こと
		b) 異常姿勢 (犬座姿勢)、異常歩様 (
防疫指針第3		特に股関節失調)、頭を低くする、障害
. 010 (1)		物回避が困難になることや起立不能とい
- のアの d		った姿勢、運動異常
		c) 乳量減少、栄養状態の悪化、体重減
-	1	少、徐脈及びその他心拍障害といった非

(2) 異常牛の発見及び検査の実施

ア 牛の所有者等から通報を受けたときの対応

都道府県は、次の場合には、直ちに家畜防疫員を現地の農場又はと 畜場に派遣する。

また、都道府県は、通報者等に対し、当該農場の飼育家畜及び牛の 死体等の移動を自粛するなど必要な指導を行う。

- (ア) 牛の所有者又は獣医師から、農場段階において、特定症状を呈する牛がいる旨の通報を受けた場合
- (イ) 牛の所有者又は獣医師から、農場段階において、BSE関連症状 ((1)のアのbの症状又はcの症状のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。)のうち歩行困難、起立不能等の症状を呈している又は呈している可能性が高い牛であって、その症状が進行性であり、行動変化又は神経症状を呈する他の一般的な理由では説明できないものがいる旨の通報を受けた場合
- (ウ) と畜場における生体検査で奇声、旋回等の行動異常、運動失調等 の神経症状等により、と殺・解体禁止となった牛がいる旨の通報を 受けた場合

イ 都道府県による臨床検査等

(ア) 家畜防疫員は、アの(ア) 若しくは(イ)の農場又は同(ウ)のと畜場において、家畜防疫員が異常牛(アで示す異常を呈している又は呈している可能性が高い旨の通報に係る牛をいう。以下同じ。)について、当該牛及び当該牛が飼育されていた農場の同居牛に対して特定症状等の有無について、徹底した臨床検査を実施する。

なお、臨床検査の際、必要に応じて、デジタルカメラ等により動 画を撮影する。

- (イ) 家畜防疫員は、(ア) の臨床検査の結果、BSEを疑う場合には、(ア) の臨床検査が終了し次第、アの通報に係る事項の状況、症状に関する報告等を記載した調書を作成し、撮影した動画とともに、速やかに都道府県畜産主務課に調査の結果を報告する。
- (ウ) 都道府県畜産主務課は、(ア) の臨床検査の結果、BSEを疑う場合には、速やかに動物衛生課に臨床検査の結果を報告するとともに、当該牛が当該都道府県外の農場から当該都道府県の農場又

はと畜場に出荷された牛である場合には、出荷農場が所在する都 道府県畜産主務課(以下「出荷都道府県畜産主務課」という。) にも当該結果を連絡する。

. (留意事項)

- 2 臨床検査等に係る調書について(防疫指針第3の1の(2)) 防疫指針第3の1の(2)のイの(ア)の家畜防疫員による農場等での 臨床検査の結果については、別記様式3により記録する。
 - (エ) 都道府県畜産主務課は、(ア) の臨床検査の結果に基づき、動物 衛生課と協議の上、経過観察の必要性について検討を行う。経過 観察が必要と認められた牛については、家畜防疫員は、家伝法第 1 4条第3項の規定に基づき、21日を超えない範囲内で、移動の制限 を指示した上で、当該期間内における特定症状の有無を確認し、 都道府県畜産主務課にその結果を連絡する。

また、当該都道府県畜産主務課は、動物衛生課にその結果を連絡する。

(オ) 都道府県畜産主務課は、(ア) の臨床検査及び(エ) の経過観察 の結果、当該牛がBSEである可能性が高い場合、動物衛生課と 協議の上、家伝法第 20 条第1項の病性鑑定としてエライザ検査を 実施する。

(留意事項)

3 特定症状の判定及び異常牛検査による疑似患畜の判断(防疫指針第3 の1の(2))

異常牛を疑う届出を受け、家畜防疫員が特定症状に該当するか否かを 判定するに当たっては、治療への反応、BSEに特徴的な症状を踏まえ て総合的に判断する。

なお、留意事項1から3においては、生前の異常行動等の履歴がBS E検査の対象とするか否かを判断する重要な情報となるため、牛の所有 者にあっては、平時の健康観察を徹底するとともに、異常行動等が認め られた場合は適切に記録・保管し、獣医師の求めに応じて情報提供する こと。 (3) (1) のアの検査(死亡牛検査)又は(2)のイの(オ)の検査(病性鑑定としてのエライザ検査)で陽性となった場合の対応

都道府県畜産主務課は、都道府県食品衛生主務課及び動物衛生課(加えて、必要に応じて出荷都道府県畜産主務課)に対して、(1)のアの検査又は(2)のイの(オ)の検査で陽性となった旨を連絡するとともに、動物衛生課と協議の上、確定検査のため、検体(生及びホルマリンで固定された延髄)を、(5)の死亡牛等の確定検査を我が国で唯一実施している国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門(以下「動物衛生研究部門」という。)に送付する。また、動物衛生課は、その旨を厚生労働省に連絡する。

. (留意事項)

4 BSE検査に係る解剖及び採材方法について(防疫指針第3の1) 家畜保健衛生所における本病の検査に係る解剖、採材等に当たっては、 以下の点に留意する。

(1) 服装、器具

フード付きディスポーザブルのつなぎを着用する。頭部はつなぎのファードをかぶり、マスク及びフェイスシールドを着用する。2対のディスポーザブルグローブの間に切創防止用インナーグローブを着用し、作業活の袖口と外側の手袋はテープで固定する。刀等はできる限りディスポーザブルのものを使用する。

(2) 採材箇所

次のいずれかで行う。

- ア 脳のみを採材する。延髄の一部を密閉容器に入れ(バッファー等は 使用しない) 4°C(氷詰)保存し、残りの部分は右半分を4°C(氷・ 詰)保存し、左半分を10%中性緩衝ホルマリンで固定する。
- イ 大孔法により、脳幹部のみを採材し、延髄の一部を密閉容器に入れ (バッファー等は使用しない) 4°C(氷詰)保存し、残りの部分は右: 半分を4°C(氷詰)保存し、左半分を10%中性緩衝ホルマリンで固 定する。
- ウ 脳が融解液化していると考えられる場合は、大孔法に準じて脳幹部 のみを採材する。

(3) 術式

- ア 解剖及び採材は、大きなシートの上又は施設内において、かつ、汚水の消毒が可能な場所において行う。
- イ 生体は可能な限り全身麻酔下で放血殺する。放血にはカニューレを 用い、血液はビニール袋等にできる限り回収する。回収した血液は焼 却処分するが、エライザ検査で陰性が確認されたもののみであれば他 の衛生的な処理を行うことも可能である。
- ウ 脳のみを採材する。組織片の飛散を避けるため、開頭には鋸その他。 家畜防疫員が適当と認める器具・器材を用いる。主病変は脳幹部に存 在するので、この部位を破損しないよう十分注意する。大孔法による 場合には、別添1により、脳幹部を採材する。

- エ 別添2により、延髄の一部を4°C(氷詰)保存用に採材する。小脳。 及び脳の残りの部分は正中で縦断して、右半分を4°C(氷詰)保存。 し、左半分を10%中性緩衝ホルマリンに浸漬し固定する。
- オ 脳が融解液化していると考えられる場合は、大孔法に準じて別添3. により、延髄5g程度を4°C(氷詰)保存用に採材する。
- ※ 解体時は、できる限り内容物が散乱しないように注意し、回収して 焼却処分する。

(4)終了後の洗浄、消毒

- ア 解剖器具等は焼却可能な布等で汚れを落とした後、次のいずれか又。 は同等以上の消毒処理を行う。
 - ① 2規定の水酸化ナトリウム水に2時間浸漬し、水洗した後、121: °C 20分のオートクレーブ処理を行う。
 - ② 3%ドデシル硫酸ナトリウム水(以下「3%SDS水」という。)により 10 分間煮沸処理し、水洗した後、121℃ 20 分のオートクレーブ処理を行う。
 - ③ 3%SDS水に浸漬したまま、121°C 20分のオートクレーブ処理を行う。
 - ④ 有効塩素濃度2%以上の次亜塩素酸ナトリウム水で洗浄した。 後、さらに次亜塩素酸ナトリウム水に一昼夜漬けて消毒する。
- イ 解剖室は有効塩素濃度2%以上の次亜塩素酸ナトリウム水で消毒する。
- ウ ディスポーザブル用品は全て焼却する。
- エ 長靴は履いたままブラシを用いて、有効塩素濃度2%以上の次亜塩素酸ナトリウム水で洗浄した後、さらに次亜塩素酸ナトリウム水に一 昼夜漬けて消毒する。

使用済みの消毒薬等については、環境や水系を汚染しないように中和。 等の処理を行った上で、地方公共団体条例等に従い処分する。

(5) 動物衛生研究部門への材料の搬入

ア 都道府県畜産主務課を通じ、動物衛生課に連絡するとともに、原則 として家畜保健衛生所においてエライザ検査を行う。エライザ検査が 陽性の場合は、別記様式2又は3、エライザ検査の結果及び病性鑑定. 依頼書(国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生・研究部門(以下「動物衛生研究部門」という。)が定める様式)を添えて動物衛生研究部門に材料を搬入する。

イ 搬入材料

- (ア)生材料:別添2に準じ、縦に分割した延髄約5gを採材し、閂部 約3cm及びその前後を別の密閉容器に入れる。なお、容器は密栓: した上、周囲を2規定の水酸化ナトリウム水で消毒し、さらに頑 丈な輸送用の容器に収める。この輸送用容器ごとクーラーボック ス中に収め、冷蔵にて動物衛生研究部門に搬入する。検体を送付: する場合には参考1に従う。やむを得ず延髄生材料を長期間保存。 する際は密閉容器に入れて-80℃保存する。なお、エライザ検査に 供試した乳剤の残りについても動物衛生研究部門に送付する。
- (イ) 固定材料(病理組織学的検査及び免疫組織化学的検査に使用する。):10%中性緩衝ホルマリンで固定する。固定容器の周囲を2規定の水酸化ナトリウム水で消毒後、ホルマリンが漏出しないように注意して動物衛生研究部門に搬入する。

(6)消毒等の措置

ア 病性鑑定施設は有効塩素濃度2%以上の次亜塩素酸ナトリウム水等で消毒する。

イ エライザ検査で陰性となった場合は、①死体を直接焼却、②陰性を 確認した後に肉骨粉処理を行い焼却、又は③化製場等に関する法律(昭和 23 年法律第 140 号) 第2条の規定に基づき埋却することとす。 る。ただし、①にあっては、エライザ検査で陰性が確認される前であっても実施することができるものとする。

(7) 問い合わせ先

動物衛生研究部門 疾病対策部行政連携室 (TEL: 029-838-7707)

(4)動物衛生研究部門による確定検査の陽性判定に備えた準備

(3)の検体を動物衛生研究部門に送付する際、都道府県又は出荷 都道府県は、次に掲げる措置を講じ、その進捗状況を動物衛生課に報 告する。

- ア (1)のアの検査で陽性となった牛の死亡前の臨床症状の把握
- イ (3)の検査中の牛の焼却方法、当該牛の死体及び汚染物品等の 処分場所への運搬方法等の検討
- ウ (3)の検査中の牛の過去の飼料給与状況、動物性加工たん白質 の給与履歴の有無、移動履歴、同居牛の有無の把握及び飼料規制上 の問題の有無の確認
- (5) 動物衛生研究部門による確定検査

動物衛生研究部門は、(3)により都道府県から検体の送付があった場合には、ウエスタンブロット法による検査及び免疫組織化学的検査を行い、その結果について、動物衛生課に報告する。また、ウエスタンブロット法による検査では、非定型BSEか否かも確認する。

なお、動物衛生研究部門はBSEの確定検査を行うため、BSEプリオンを取り扱うことができるバイオセーフティレベル(病原体等を取り扱う実験室・施設に関する世界保健機関(WHO)による格付け)3相当の施設を維持・管理するよう努めることとする。

2 厚生労働省による検査

(1) 食肉衛生検査所におけるスクリーニング検査

と畜場の所在する都道府県畜産主務課は、都道府県食品衛生主務課から、と畜後のスクリーニング検査において陽性となった旨の連絡を受けた場合には、直ちに、動物衛生課、出荷都道府県畜産主務課及び当該牛から生産されたもの(枝肉、内臓、蹄等)が所在する都道府県の畜産主務課にその旨を連絡する。その後、関係都道府県では次の措置を講じ、その旨を動物衛生課に報告する。

アと畜場の所在する都道府県は、次に掲げる措置を講ずる。

- (ア) 出荷農場の特定
- (イ) 当該牛から生産されたものがと畜場外に搬出されていないことの確認(と畜場法施行令(昭和 28 年政令第 216 号)第5条の規定に基づくと畜検査の結果判明前のと畜場外への持ち出しがある場合は、その所在の確認)
- (ウ) 当該牛の過去の飼料給与状況、動物性加工たん白質の給与履歴 の有無、移動履歴、同居牛の有無の把握及び飼料規制上の問題の有 無の確認
- イ 出荷都道府県畜産主務課は、1の(4)のアからウまでに準じた

措置を講ずる。

- ウ 当該牛から生産されたものが所在する都道府県は、次に掲げる措置を講ずる。
 - (ア) 当該牛から生産されたもののうち汚染物品となる可能性のある ものの保管に関する指導、確認
 - (イ) 汚染物品の焼却方法の検討
- (2) 厚生労働省による確認検査

動物衛生課は、厚生労働省による確認検査((1)のスクリーニング検査で陽性となった後に行われる検査をいう。以下同じ。)の結果について、厚生労働省から連絡を受けた際には、速やかにと畜場の所在する都道府県の畜産主務課及び出荷都道府県畜産主務課にその結果を連絡する。

第4 病性等の判定

1 病性の判定

農林水産省は、次の(1)又は(2)により病性を判定する。

(1) 第3の1の(2) のイの(ア) 及び同(エ) の結果を踏まえた病性 の判定

第3の1の(2)のイの(ア)の臨床検査及び同(エ)の経過観察の結果、BSEである可能性が高い場合については、農林水産省は、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、病性を判定するものとし、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課、出荷都道府県畜産主務課及び厚生労働省にその判定結果を通知する。

(2)第3の1の(5)及び同2の(2)の結果を踏まえた病性の判定動物衛生研究部門における確定検査(第3の1の(5))及び厚生労働省による確認検査(同2の(2))については、農林水産省は、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、病性を判定するものとし、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課、出荷都道府県畜産主務課及び厚生労働省にその判定結果を通知する。

2 患畜及び疑似患畜の判定

1の病性の判定の結果に基づき、次の(1)に該当する牛を患畜と判定し、(2)のいずれかに該当する牛を疑似患畜と判定する。

(1) 患畜

1の(2)の農林水産省の病性判定の結果、陽性と判定された牛

(2)疑似患畜

- ア 第3の1の(2)のイの(オ)において、病性鑑定が必要と判定された牛
- イ 第3の1の(5)の動物衛生研究部門による確定検査(同(2)のイの(オ)の検査で陽性となった場合において、都道府県から動物衛生研究部門に送付があったときに行われる確定検査を除く。) 又は第3の2の(2)の厚生労働省による確認検査の結果、陽性とも陰性とも判定できず、他の検査の結果、小委の委員等の専門家の意見等を踏まえ、疑似患畜とすることが適当であるとされた牛

第5 病性等の判定時の措置

- 1 関係者への連絡
- (1) 都道府県畜産主務課又は出荷都道府県畜産主務課は、動物衛生課から、牛が患畜又は疑似患畜(第4の2の(2)のアに該当するものを除く。第6の1の(1)、2の(2)並びに7の(1)及び(2)を除き、以下同じ。)であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び発生農場の所在地(市町村等)について、電話、電子メール、ファクシミリ等により連絡する。
 - ア 都道府県食品衛生主務課
 - イ 当該牛の所有者
 - ウ 死亡牛にあっては当該牛の死体を運搬した車両の所有者
 - エ 死亡牛にあっては当該牛の死体の保管施設及び採材施設
 - オ 当該都道府県内の関係市町村
 - カ 当該都道府県の獣医師会、生産者団体等の関係団体
 - キ 関係都道府県
- (2) 都道府県畜産主務課又は出荷都道府県畜産主務課は、動物衛生課から、牛が患畜ではないと判定する旨の連絡を受けた場合には、その旨を当該牛の所有者に連絡する。また、異状の原因の調査を行い、その結果について当該牛の所有者に説明するとともに、動物衛生課に報告する。
- 2 対策本部の開催及び国、都道府県等の連携
- (1)農林水産省は、患畜又は疑似患畜である旨の判定後、速やかに、農 林水産大臣を本部長とする農林水産省牛海綿状脳症防疫対策本部(以 下「農林水産省対策本部」という。)を開催し、必要な防疫措置等を 定めた防疫方針を決定する。

ただし、円滑かつ的確な防疫措置を実施する上で特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。

- (2)農林水産省は、患畜や疑似患畜が多数確認される場合等は、必要に 応じ、動物衛生研究部門、独立行政法人家畜改良センター等の関係機 関の協力を得て、次の職員等を発生都道府県に派遣する。
 - ア (1)の防疫方針を都道府県に正確に伝達し、農林水産省及び都 道府県が連携を密にできるよう調整する職員
 - イ (1)の防疫方針の見直し(緊急防疫指針の作成を含む。)を適

時適切に行うための感染状況の正確な把握を行う疫学の専門家

- ウ 殺処分、焼却等の防疫措置に習熟し、都道府県の具体的な防疫措 置をサポートする緊急支援チーム
- エ 小委に設置する疫学調査チーム
- (3) 都道府県は、(1) の防疫方針に即した具体的な防疫措置を円滑に 実施するため、患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた 後、速やかに、関係部局で構成する都道府県牛海綿状脳症防疫対策本 部(以下「都道府県対策本部」という。)を開催する。

ただし、円滑かつ的確な防疫措置を実施する上で特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。

- (4) 都道府県は、都道府県対策本部について、その役割及び機能が円滑 かつ十分に発揮できるよう、当該本部において、防疫措置、資材調 達、疫学調査、広報、出納管理等の本部内での役割分担を定める。
- (5)農林水産省から派遣された(2)のアの職員は、都道府県対策本部に出席し、必要な調整を行う。
- (6) 都道府県対策本部は、円滑かつ的確な防疫措置を実施するため、市 町村、関係団体等との連絡体制を構築する。
- (7) 農林水産省は、都道府県からの申請に応じ、当該防疫措置に必要な 範囲内において、速やかに、保有する防疫資材及び機材を譲与し、又 は貸し付ける。
- (8) 行政機関及び関係機関は、農林水産省対策本部及び都道府県対策本部以外の対策本部を設置する場合には、その目的及び所掌範囲を明確にし、事務の重複や指揮命令系統が混乱することのないよう留意する。

3 報道機関等への公表

- (1)農林水産省は、第4の2により患畜又は疑似患畜であると判定したときは、その内容や今後の防疫措置等について都道府県及び厚生労働省(厚生労働省においては、厚生労働省による確認検査で陽性となった場合に限る。以下同じ。)とともに報道機関等に公表する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を実施する上で特段の必要があるときは、動物衛生課、都道府県畜産主務課及び厚生労働省で協議の上、病性の判定前に公表する。
- (2) (1) による公表は、原則として、農林水産省、都道府県及び厚生

労働省が同時に行う。

- (3) 発生農場に関する情報を公表する場合には、当該農場の所在地(市町村等)までにとどめ、当該農場の名称等の公表は、差し控える。
- (4) 防疫措置の進捗状況についても、動物衛生課及び都道府県畜産主務 課で協議の上、必要に応じ、報道機関等に公表する。
- (5) 報道機関等に対し、次の事項について、協力を求める。
 - ① プライバシーの保護に十分配慮すること。
 - ② 発生農場には近付かないなど、防疫措置の支障にならないようにすること。
 - ③ 非定型BSEについては、飼料を介して広がるものではなく、孤 発性の発生である旨、周知すること。

4 防疫措置に必要な人員の確保

- (1) 都道府県は、患畜や疑似患畜が多数確認される場合等は、必要に応じて、疫学調査、発生農場における殺処分等の防疫措置等に必要な人員に関する計画を立て、関係機関の協力を得て、必要な人員を確保できる体制を整える。また、その計画について速やかに動物衛生課に報告する。
- (2) 当該都道府県のみでは、発生農場における防疫措置、周辺農場の調査等を実施することが困難な場合には、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等への職員の派遣要請の実施について、動物衛生課と協議する。

第6 発生農場等における防疫措置

- 1 疑似患畜の処分
- (1) 第4の2の(2) のアに該当する疑似患畜の処分(家伝法第 20 条 第1項の病性鑑定のために当該疑似患畜を殺すことをいう。以下同 じ。) は、原則として都道府県が定める施設の要件を満たす死亡牛の 保管施設等で行う。

. (留意事項)

都道府県畜産主務課は、次に掲げる死亡牛の保管施設、採材施設及びこれらに附帯する施設(以下「保管施設等」という。)の要件並びに死亡牛」の管理等の手順をあらかじめ動物衛生課と協議して定める。ただし、既に同等の内容を含む規定を定めている場合については、この限りではない。

(1) 施設の要件

- ① 他の場所と明確に区分されていること。
- ② 洗浄及び消毒が可能な構造であり、かつ、設備を有していること。
- ③ 必要に応じて廃水及び廃棄物の消毒が行える構造であり、かつ、設備を有していること。
- ④ 作業員及び作業車両の消毒のための設備を有していること。
- ⑤ 病原体の散逸を防ぐための措置を適切に講じることができること。

(2) 管理等の手順

- ① 家畜防疫員又は都道府県が指定する者(以下「家畜防疫員等」という。)は、検査中の死体の管理が適切に行われるよう、自ら管理を行うとともに、関係者に対して必要な指示をすること。
- ② 家畜防疫員等は、保管施設等において対象牛の死体と届出事項を確認し、採材を行うこと。
- ③ 家畜防疫員等は、採材及び保管に際しては、病原体の散逸防止のた。 め、保管、洗浄、汚水の消毒等を適切に実施すること。
- ④ 家畜防疫員等は、検査終了後の死亡牛に検査済みの標識等を行い、 保管施設からの搬出時に取り違えのないよう措置を講ずること。
- ⑤ 家畜防疫員等は、BSE検査で陰性が確認された死亡牛の移送、焼 却、埋却、化製処理、肉骨粉の焼却等が適切に行われるよう関係者を 指導すること。なお、患畜又は疑似患畜とされた死体並びに汚染物品。 の処理については、防疫指針第6の3及び4に基づき、家畜防疫員の 管理下で焼却処理を行うこと。
- ⑥ その他家畜防疫員等が必要と認めた事項に関すること。
- ⑦ ①及び③から⑦までの措置が確実に講ぜられたことを記録し、個体: ごとに確認できるようにしておくこと。

- (2) やむを得ず農場において処分を行う場合には、必要に応じ、次の措置を講じる。
 - ア 外部から見えないよう、ブルーシート等で周囲を覆う。
 - イ 牛が逃亡しないよう、簡易な柵の設置又は十分な保定を行う。
- (3) 処分は、作業者の安全を確保することに留意し、麻酔剤を使用する など、可能な限り動物福祉に配慮をした上で行うとともに、牛の所有 者、防疫措置従事者等の心情にも十分配慮する。
- (4) (1) で処分された牛について、死亡牛の保管施設等で、第3の1 の(2) のイの(オ) の病性鑑定のための検査材料(脳)の採取を行 い、病性鑑定を実施する。

2 患畜及び疑似患畜の同居牛の措置

(1) 家畜防疫員は、家伝法第 14 条第 3 項の規定に基づき、患畜(非定型 BSEを除く。以下本項において同じ。)又は疑似患畜の同居牛、患畜又は疑似患畜が満 12 ヵ月齢まで飼育されていた農場で飼育されている牛等の飼育者に対して、必要に応じて 21 日を超えない範囲内において期間を限り、当該牛の移動の制限を指示した上で、当該期間内における特定症状及びBSE関連症状の有無を確認し、都道府県畜産主務課にその結果を連絡する。

また、当該都道府県畜産主務課は、動物衛生課にその結果を連絡する。

- (2) (1) の結果、BSEである可能性が高い牛が確認された場合、動物衛生課は、小委の委員等の専門家に対して、家伝法第 20 条第 1 項の病性鑑定の実施について意見を聴取する。その結果、病性鑑定の実施が必要とされた場合、動物衛生課と協議の上、当該牛を第 4 の 2 の (2) のアの疑似患畜とし、病性鑑定を実施する。
- (3) (1) の期間内において、特定症状が確認されなかった場合は、当該牛を通常の取扱いとする。

3 死体の処理

- (1) 患畜又は疑似患畜とされた死体については、学術研究の用に供される場合を除き、800°C以上で焼却されたことを確認する。
- (2) (1) の処理に際しては、次の措置を講ずる。
 - ア 運搬車両から患畜又は疑似患畜とされた死体の投入場所まで必要

に応じてシートを敷く。

- イ 患畜又は疑似患畜とされた死体置場は、焼却施設等にある他の物 品等の置場と隔てて設置するなどの措置を講ずる。
- ウ 焼却開始後、運搬経路及び運搬機器等の消毒を速やかに実施する。
- エ 焼却が完了したことを家畜防疫員が確認する。

4 汚染物品の処理

(1) 家伝法第 23 条第 1 項の規定に基づき、患畜又は疑似患畜の分娩後に排出された胎盤等 B S E プリオンによる汚染のおそれがある物品の所有者は、当該物品を汚染物品として、800℃以上で焼却されたことを確認する。

ただし、患畜又は疑似患畜の生存時の当該患畜又は疑似患畜に由来する糞尿、生乳、精液、国際受精卵移植学会(International Embryo Transfer Society)の勧告に従って採取され、取り扱われた受精卵及び未受精卵は、汚染物品に当たらない。

- (2) (1) に際しては、次の措置を講ずる。
 - ア 運搬車両から焼却施設の汚染物品の投入場所まで必要に応じてシートを敷く。
 - イ 汚染物品の置場は、焼却施設にある他の物品等の置場と隔てて設 置するなどの措置を講ずる。
 - ウ 焼却開始後、運搬経路及び運搬機器等の消毒を速やかに実施する。
 - エ 焼却が完了したことを家畜防疫員が確認する。

5 畜舎等の消毒

患畜又は疑似患畜の所在した畜舎等において、汚染物品が付着していることが確認された場合、家伝法施行規則第 30 条の基準に従い、患畜又は疑似患畜が畜舎から搬出された後、少なくとも1回消毒を実施する。

また、BSEプリオンによる汚染が疑われる物品の消毒は、有効塩素 濃度2%以上の次亜塩素酸ナトリウム水等を用いて行う。

6 疫学情報の収集

(1) 都道府県は、動物衛生課から、第4の2により、牛が患畜(非定型 BSEを除く。以下(2)において同じ。)又は疑似患畜であると判 定する旨の連絡を受けた後、速やかに、発生農場等における牛の飼育 状況、給与飼料等の情報を徹底して収集する。

その際、都道府県は、動物衛生課、関係都道府県及び市町村並びに独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人農林水産消費安全技術センター等の関係機関と連携して、飼料、動物用医薬品等への肉骨粉等の混入の可能性の有無等を確実に把握する。

- (2) また、(1) の結果、第4の2により、患畜又は疑似患畜であると 判定された牛が満 12 か月齢まで当該都道府県以外の農場で飼養され ていたことが判明した場合、都道府県畜産主務課は、飼養されていた 農場が所在する都道府県畜産主務課に関連情報を速やかに提供する。
- (3) (2) により連絡を受けた都道府県は2の(1) の臨床検査を実施 する。

. (留意事項)

6 疫学情報等の収集について(防疫指針第6の6)

防疫指針第6の6の疫学情報の収集は、参考2のチェックリストを参考・ に行う。

7 牛の評価

- (1) 家伝法第 58 条の規定に基づく手当金の評価額は、疑似患畜(第4の2の(2)のアの疑似患畜をいう。以下本項及び(2)において同じ。)であることが確認される前の状態のものとし、当該牛が疑似患畜であることは考慮しない。
- (2) 評価額の算出は、原則として、当該牛の導入価格に、導入日から疑似患畜であることが確認された日までの期間の生産費(統計データを用いて算出する。)を加算して行い、これに当該牛の泌乳量、体型、経産の有無、繁殖供用残存期間等を考慮して必要な加算又は減算を行う。
- (3) 牛の所有者等は、処分に先立ち、牛の評価額の算定の参考とするため、処分の対象となる個体ごとに、当該牛の体型・骨格が分かるように写真を撮影する。

.(留意事項)

7 牛の評価額の算定方法(防疫指針第6の7)

患畜又は疑似患畜となった牛の評価額の算定については、「家畜伝染病 予防法第五十八条に規定される手当金の交付に際し家畜等の評価額を決定. する評価基準について」(昭和 26 年 7 月 10 日付け 26 畜局第 2673 号畜産 局長通知)等を参考にすること。

- 8 と畜場におけるBSEの発生時の措置
- (1) 出荷都道府県は、患畜(非定型BSEの患畜を除く。)又は疑似患 畜が確認された出荷農場について、第6の6の疫学情報の収集を進め る。
- (2) 患畜又は疑似患畜から生産されたものが所在する都道府県は、次に掲げる措置を講ずる。
 - ア 患畜から生産されたもののうち汚染物品の特定及びその保管
 - イ 汚染物品の焼却方法の指示

第7 発生の原因究明

BSEのまん延防止及び再発防止のためには、感染源及び感染経路の究明が重要である。しかしながら、BSEは発生率が低く潜伏期間が長いという特徴を有しているため、因果関係の特定が困難である。このため、感染源及び感染経路の究明については、疫学的手法による分析・評価が必要である。

1 農林水産省及び都道府県は、BSEの発生の確認後直ちに、患畜(非 定型BSEの患畜を除く。)又は疑似患畜(第4の2の(2)のアに 該当するものを除く。)の生産地、飼料の給与状況等の疫学調査、飼料 等の原材料の流通経路・成分等に関する調査を、関係都道府県及び市町 村並びに動物衛生研究部門、独立行政法人家畜改良センター及び独立行 政法人農林水産消費安全技術センター等の関係機関と連携して実施す る。

この場合、BSEは発生の機序等科学的に未解明な部分が残されていることに鑑み、その原因について、あらゆる可能性について予断を持たずに調査する。

2 農林水産省は、小委の委員等の専門家からなる疫学調査チームを設置 し、1の調査が迅速かつ的確に行えるよう、必要な指導及び助言を行う とともに、調査の結果を踏まえ、原因究明の分析及び取りまとめを行 う。

第8 研究の推進

BSEに関する研究については、これまで行われてきた研究により一定の成果が得られているものの、特に孤発性の疾病であるとされている非定型BSEの感染性の解明や検出技術の開発等が依然として求められており、農林水産省は、国内の動物衛生に関する唯一の専門研究所である動物衛生研究部門を中心に、国内外の関係機関とも連携しつつ、引き続き、知見の収集、試験研究の推進等に努める。

第9 その他

- 1 種雄牛等遺伝的に重要な牛を含め、畜産関係者の保有する牛について、個別の特例的な扱いは、一切行わない。
- 2 農林水産省消費・安全局長は、必要に応じ、本指針に基づく防疫措置の実施に当たっての留意事項を別に定める。
- 3 農林水産省は、国内外の発生状況等を踏まえた検証を関係機関と協力して進めるとともに、必要に応じて本指針を速やかに見直す。

(別記様式1)

死亡牛届出及びBSE検査の状況(留意事項1(1))

都道府県名: 年 月分

都 担 肘 乐 名	1 :										午	月分
	合計 特定症状牛		E 状牛	起立不能牛		BSE 関連症状牛		と畜場牛		その他		
月齢	届出	検査	届出頭数	検査頭数	届出頭数	検査頭数	届出頭数	検査頭数	届出頭数	検査頭数	届出頭数	検査頭数
	頭数	頭数	(ア) a	(ア) a	(ア) b	(ア) b	(ア) c	(ア) c	(ア) d	(ア) d	(ア) e	(ア) e
満 12 か												
月齢未満												
満 12 か												
月齢以上												
満 24 か												
月齢以上												
満 48 か												
月齢以上												
満 60 か												
月齢以上												
満 72 か												
月齢以上												
満 84 か												
月齢以上												
満 96 か												
月齢以上												
満 108 か												
月齢以上												
不明												
合 計												
L	1		l	l .	l	1	l	1	l		l	

[※]届出頭数については、指針第3の1の(2)のアの分類ごとに、特措法第6条第1項又は家伝法第13条の2第1項の規定に基づき届出がされたものを記入する。(指針第3の1の(2)のアに基づき通報を受けたものを含む。)

[※]検査頭数の内訳は、都道府県において実施したエライザ検査の結果を記入する。

[※]アの a に分類される牛については、別記様式2を併せて提出すること。

※アの e については、検査を実施した理由書を添付すること。

〇届出頭数と検査頭数との差については、検査を実施しなかった内訳等を以下により分類して記載する。

B S E 特措法施行規則第 4 条第 1 号	頭
B S E 特 措 法 施 行 規 則 第 4 条 第 2 号	頭
B S E 特 措 法 施 行 規 則 第 4 条 第 3 号	頭
B S E 特措法施行規則第 4 条 第 4 号	頭
その他	頭

[※]その他に該当する例がある場合は、その理由を別葉に記載して報告する。

	都道府県名: 家畜保健衛生所名:
	カー・ファイン カー・ファイン カー・カー・ カー・カー・ カー・カー・ カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カ
	牛海綿状脳症(BSE)検査材料の詳細(留意事項 1 (1))
1	検体番号(都道府県の通し番号):
2	採材年月日:年月日 (検査施設への)送付月日:年月日 検査年月日:年月日
3	検体の報告:家畜防疫員・獣医師・所有者
4	家畜保健衛生所でのBSEエライザ検査の結果:陰性・陽性(月日)
5	動物性たん白質を含む飼料給与の有無:有・無 有の場合:当該飼料の種類 ※肉骨粉を含む配合飼料、人工乳等。報告時点で判明していれば製品名も記載する。
	当該牛の情報 ○品種:(ホルスタイン種、黒毛和種、交雑種等の別) ○用途:(繁殖、肥育等の別) ○生年月日:年月日 ○死亡(推定)年月日:年月日(
7	〇診断 ①臨床診断(検案)名: ②確定診断名: ※4でBSEエライザ検査陽性の場合は、②の記載は不要 当該家畜の処理:全焼却・その他()
8	その他追加すべき事項(病歴、臨床症状の経過等)

異常牛を疑う牛の発生届出事項(留意事項2)

						1	郼道府県	Į	家畜保健律	生所
1	届出受理年	月日時間:	年	月	日	時	分			
2	届出者:(氏名) 住所)						業) 絡先)		
3	発生農家:	(氏名) (住所)						職 業) 連絡先)		
4	異常頭数:	品種: 産地: [〕]						性別:		
	①	反当 興音群搾頭扉のな連ら応す 奮、内乳を、疑症症をする し光序時低柵い状状をず項 や、列のく等が((疑す)を)がのが、((疑す)を)が、((疑す)を)が、((疑う)を)が、((しき)を)を)が、((しき)を)が、((しき)を)を)が、((しき)を)が、((しき)を)が、((しき)を)を)が、((しき)を)が、((しき)を)を)が、((しき)を)を)が、((しき)を)が、((しき)を)を)が、((しき)を)を)が、((しき)を)が、((しき)を)を)が、((しき)を)が、((しき)を)を)を)が、((しき)を)を)が、((しき)を)を)が、((しき)を)を)が、((しき)を)を)が、((しき)を)を)が、((しき)を)を)を)が、((しき)を)を)を)が、((しき)を)を)を)が、((しき)を)を)を)が、((しき)を)を)を)が、((しき)を)を)を)を)が、((しき)を)を)を)を)を)を)が、((しき)を)を)を)を)を)を)を)を)を)を)を)を)を)を)を)を)を)を)を	チ 等化的冊/m/ () ロ対 () はいままで () はいまままで () はいまままで () はいままままで () はいままままままままままままままままままままままままままままままままままま	ク す り押け、 人 撃過 つた因	れる。: 的女な はい あいい かい か	当該牛 好 が 作の繰	の性格。) り返し	と考えら		
6	その他の症	状:								
7	5及び6の	症状の経過:								
8	既にとった	措置:								
9		白質飼料給与原 有の場合、種類		無 :			、給与原	楚 :)
10	届出者への	指示事項:								
11	届出受理者	氏名:								
(1	処置:) 届出(時 家畜保健 2) 現地調査 氏名:	衛生所:	出発!	诗間:	都道府!	県畜産	主務課	:		

大孔法の手順(留意事項4(3)ウ)

- 1 頭部を後頭骨と環椎の間で切断する。
- 2 切断した頭部を、上下を逆にして下顎が上になるように解剖台の上に置く。
- 3 大孔(大後頭孔)から延髄と硬膜の間にヘラ状のスプーン(薬匙など)を挿入し、延髄から硬膜を注意深く剥離しつつ、第7、8、9、10及び11脳神経を切断する。
- 4 ヘラ状スプーンを注意深く用い、小脳脚を切断(図1)、さらに小脳脚部で脳幹部 を切断する(図2)。

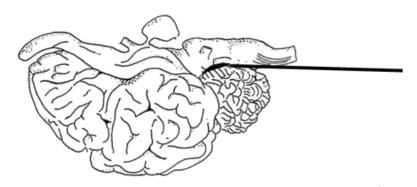


図1:小脳脚を切断

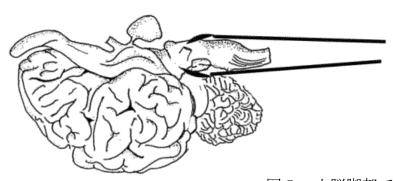


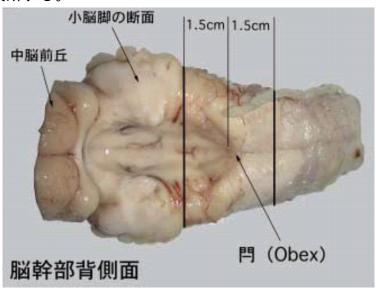
図2:小脳脚部で脳幹部を切断

5 脳幹部を注意深く摘出する。

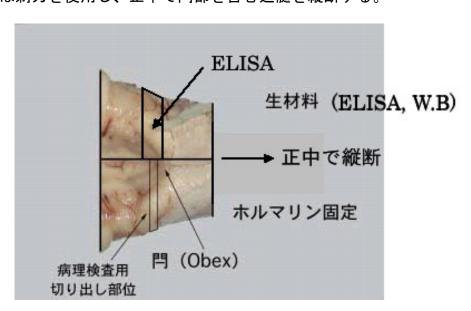
注意:特に延髄門部を破損しないよう、細心の注意を払うこと。

採材方法(留意事項4(3)エ)

1 ナイフ又は剃刀を使用し、脊髄中心管の入り口を必ず中央にして前後約 1.5 cmの位置で延髄を横断する。



2 ナイフ又は剃刀を使用し、正中で閂部を含む延髄を縦断する。



3 1の前後の残りの部分はナイフ又は剃刀を使用して正中線で縦断し、右側を生材料、左側をホルマリン固定材料とする。なお、これらの部位の生材料は、閂部の生材料とは別の容器に入れること。

脳が融解液化している場合の採材方法(留意事項4(3)オ)

脳が融解液化していると想定される場合は、大孔法の手順(別添1)による採材に準じて行う。

- 1 ヘラ状のスプーン(薬匙又は本病検査材料採材用スプーン)を用いて脳幹部5g程 度をかきとる。
- 2 ある程度の形状を保っている場合には、閂部(Obex)近傍の領域を採材する。
- 3 完全に融解している場合には、かきとった試料を混合(コニカルチューブに入れて ボルテックス)し、全体を均一にした後秤量、採材する。

検体の郵送に当たっての注意(留意事項4(5)イ(ア))

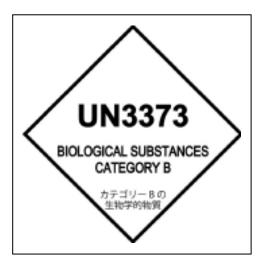
検査検体は、世界保健機関策定の「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス」における輸送分類のカテゴリーB(感染が疑われ、病毒を含む可能性がある物質、分類番号 UN3373)として扱い、内国郵便約款(平成24年10月1日実施)第9条第4項に基づき、国連規格容器の適切な包装等を行い、送付すること。

「1次容器(検体を入れたチューブ)」、「2次容器(UN3373 に適応した密閉容器)」、「3次容器(外装用の段ボール箱などの容器)」から成る3重包装を施した上で、外箱(オーバーパック)に収納し、安全な梱包に特段の配慮を行うこと。なお、2次容器については、ボトル型の容器以外に、UN3373 の国連規格に適合したパウチ袋も市販されているので、これを利用してもよい。人命にかかわる爆発の危険性があるため、1次及び2次容器(密閉容器)内に、ドライアイスを入れないことを徹底すること。

なお、差出しに当たっては、当該郵便物の輸送方法を自所の配達を受け持つ集配郵便局(以下「受持郵便局」という。)に照会し、以下の注意点を考慮の上、当該郵便局に 差し出すこと。

- 1. 内容物が漏れないように梱包を行うこと。検体を入れた1次容器は、キャップが輸送中に緩まないようにパラフィルムを巻きつけること。2次容器(密閉容器)の中には、1次容器内の液体等が漏出した場合に液体等を吸収するのに十分なペーパータオル等の吸収剤を入れること。また、2次容器の中にはクッション(古紙や気泡緩衝材等)を入れて、輸送中の1次容器を安定に保持する。50mL以上の液体では、1次容器の口が上を向くようにすること。
- 2. 1次・2次容器内にドライアイスを絶対に入れないこと。ドライアイスを入れる場合は、3次容器とオーバーパックの間に入れること。
- 3. 3次容器の表面に、「UN3373」マーク、「内容物:牛、めん羊又は山羊組織「危険物」 正味量 Net Qty:○OmL 又は△△g」、「荷送人(氏名、機関住所)」、「受取人(氏名、機関住所)」、「緊急連絡先の電話番号」を表示すること。
- 4. オーバーパックに「OVERPACK」と「UN3373」マークを表示すること。さらに「内容物: 牛「危険物」 正味量 Net Qty: ○○mL、△△g」、「荷送人(氏名、機関住所、電話番号)」、「受取人(氏名、機関住所、電話番号)」を表示すること。
- 5. 3次容器とオーバーパックの間にドライアイスを入れた場合には、オーバーパックに国内貨物における「第9分類危険物ラベル」を貼付し、その脇に「UN1845 Dryice Net Qty ○○kg」と表示すること。
- 6. その他の表示等については、業者の指示に従うこと。
- 7. ゆうパックを使用する場合は、ゆうパックの送り状の品名欄に、「検査検体・危険物」と記すこと。また、ドライアイスを使用した場合は、ゆうパックの送り状の摘要欄に「ドライアイス在中」と記すこと。
- 8. 郵便物の引受時に、検体が国連規格容器に格納されているかどうかを確認するため、郵便局職員が外側のダンボール等の開示を求める場合があるので、これに応じること。
- 9. 1 容器当たりの内容量は、液体の場合は 1,000mL、個体の場合は 50 g を限度とすること。

- 10. 表示に必要なラベルは、以下の(1)から(4)までの各ラベルをプリントアウトして、3次容器、オーバーパックへ貼付表示する。適宜、拡大/縮小して用いてよい。
- (1) UN3373 カテゴリーB 表示 (3次容器に表示する。ゆうパック利用の場合は、 オーバーパックにも表示する)



(2) 「内容物」、「荷送人・受取人情報」、「緊急連絡先の電話番号」 (3次容器ならびにオーバーパックに表示する)

内容物:牛「危険物」

Net Qty (正味量) : g

荷送り人 住所:

自治体名 検査所名:

氏名:

荷受け人

電話:

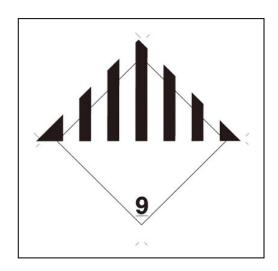
住所:

氏名: 電話:

緊急連絡先:

氏名:

(3) 国内貨物における第 9 分類危険物ラベル (ドライアイス使用時にオーバーパックに表示。このラベルの脇に、下の4のドライアイス重量を表示する)



(3) ドライアイス重量の表示(3次容器とオーバーパックの間にドライアイスを入れた場合にオーバーパックに表示)



※ラベル表示は、下表に従う。

ラベル・表示	3 次容器	4 次包装箱	
		(外箱)	(オーバーパック)
1. UN3373 カテゴリ―B表示	0	0	
2. 「内容物」、「荷送人・受取人情	0	0	
「緊急連絡先の電話番号」			
3次容器(外箱)と4次包装箱(オ		0	
一バーパック)の間にドライアイス	険物ラベル		
を入れた場合	4) ドライアイ		0
	ス重量の表		

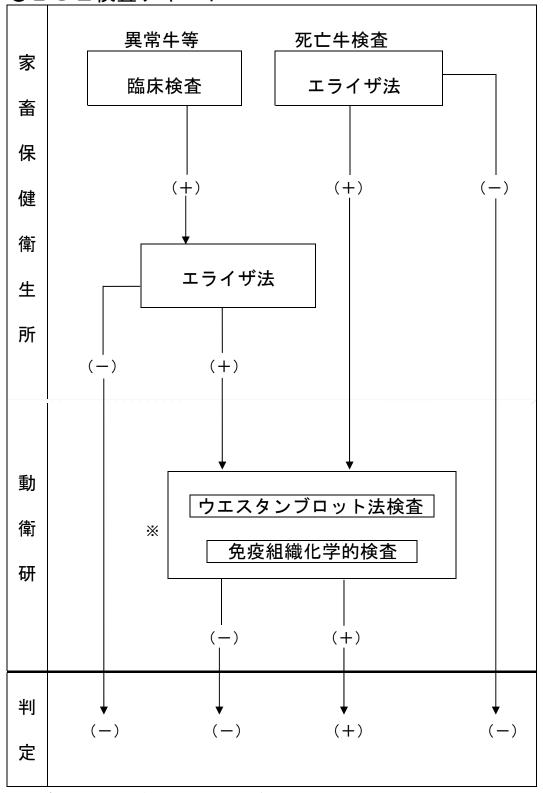
(注) 航空機による輸送の場合、航空法(昭和27年法律第231号)第86条第1項、航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第194条第2項及び関係告示等による規制を受ける。

〇チェックリスト (留意事項6)

区分	調査項目	内容	収 集 確 認
生産農場	飼養状況	・当該牛:飼養確認、出生から現在までの飼養管理状況、	・血統書
		産歴(子牛の状況)、疾病と治療記録	・定期報告書
		・他家畜(豚、鶏等)の飼養の確認	• 診療簿
		・同居牛:飼養頭数、牛舎及び周辺の見取り図	・AI(ET)記録
	給与飼料	・当該牛への肉骨粉等動物性たん白質飼料の給与の有無	・購入伝票
		・当該牛に給与したすべての飼料(配合飼料、粗飼料、補	• 飼料給与記録
		助飼料、人工乳、医薬品等)のリストアップと製造メー	
		カーの確認	
		・豚、鶏用飼料の取扱い	
	同居牛等	・同居牛の臨床検査	・市場記録
		・当該牛が当該農場で飼養されていた期間における同居牛	・家畜商記録
		のリストアップ	・診療簿
		・当該牛が当該農場で飼養されていた期間において、移動	・牛の個体識別
		した同居牛の状況	情報
		・当該牛が当該農場で飼養されていた期間における死亡、	
		廃用した同居牛のリストアップ	
	預託状況	・当該牛の他農場や公共牧場への預託状況	・預託記録(入
			牧記録)
	施肥状況	・当該牛が当該農場で飼養されていた期間に使用した肥料	・購入伝票
		のリストアップ及び取扱い	
	その他	・ペットの飼養及びペット用フードの取扱い	・購入伝票
預託農場		・当該牛の預託期間	· 預託記録(入
		・預託先における飼料給与状況	牧記録)
		・公共牧場における施肥状況	

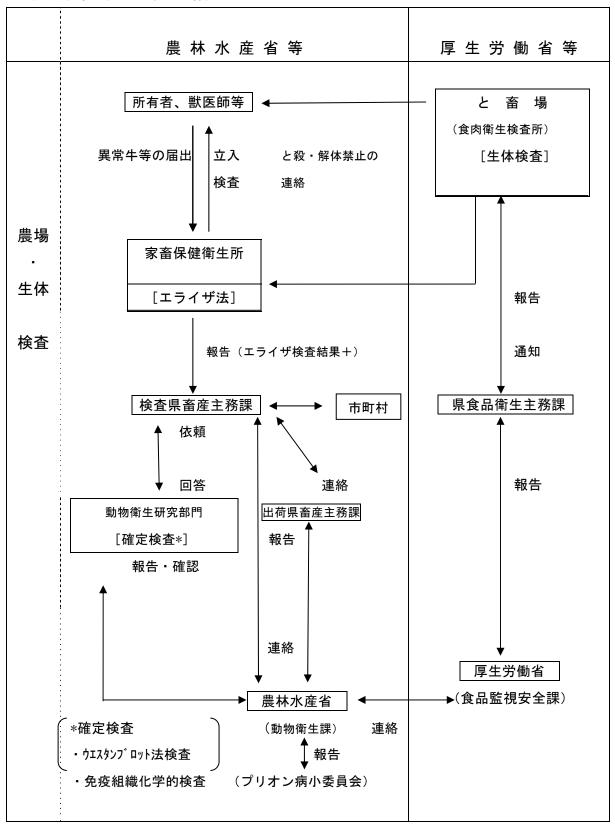
[※]DNA鑑定、登録書(鼻紋等)、共済 No.、個体識別番号等により個体を取り違えないよう確認すること。

OBSE検査チャート

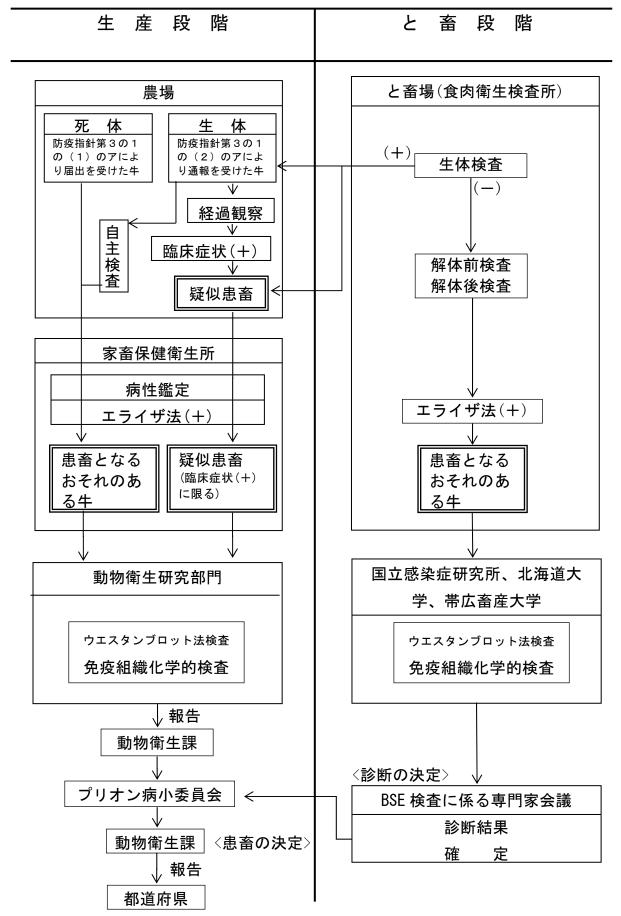


※いずれか一方の確認検査の結果が(+)となった場合は、陽性と判定する。

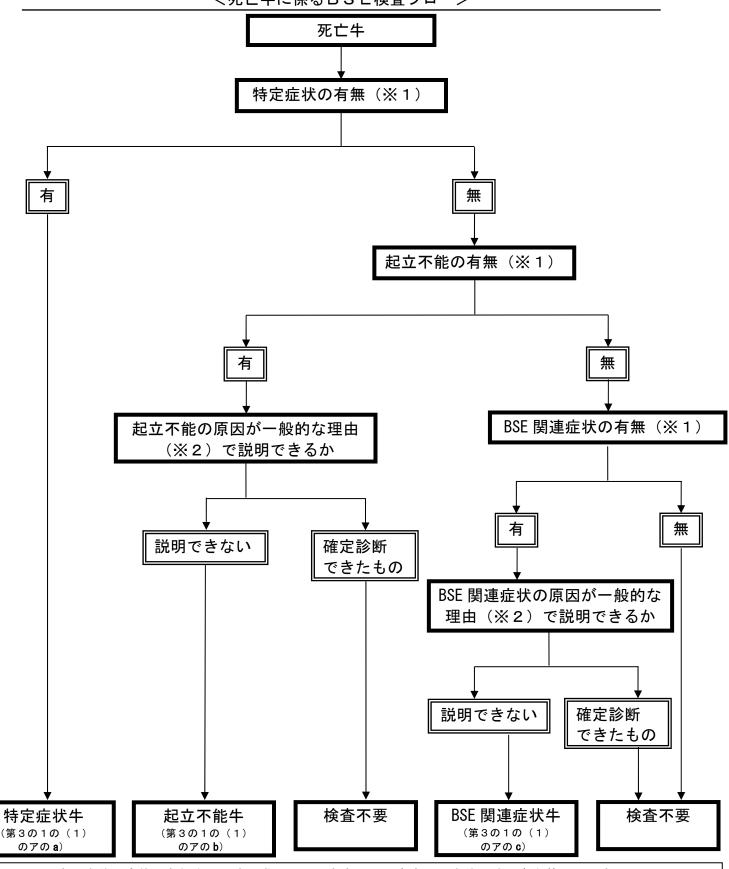
1 異常牛等の届出があった場合



〈BSE患畜決定までの流れ〉



<死亡牛に係るBSE検査フロー>



- (※1) 死亡牛の生前の症状の有無を判断する際には、所有者からの稟告や、生前の診断書を基に判断する
- (※2)一般的な理由とは、起立不能や神経症状の原因となる感染症、代謝性、外傷性、腫瘍性又は毒性の原因を指す。